

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0828)

本審議会 第451回

令和5年3月3日 公開

開催日時	令和5年3月3日（金）		13時30分～13時55分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1. 特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員4名。■委員は欠席でございます。労働者代表委員5名。使用者代表委員4名。■委員は欠席でございます。合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。
事務局	賃金室長の木村でございます。 本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

	<p>います。</p> <p>最初に資料のご連絡をさせていただきますが、皆様のお手元には会議次第と資料をお配りしてございますが、資料のクリップ止めしたもの以外にホチキスで止めた労働市場速報ですが、こちら本日午前中の発表なものですから、別にさせていただいております。ご了承をお願いします。</p> <p>それではただいまから、第451回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>このあとの議事進行につきましては、■会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい。それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。これから着座にて失礼いたします。</p> <p>令和5年度の群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明の状況を、ご報告いたします。</p> <p>資料1と資料2をご覧ください。</p> <p>資料1は、特定4業種の最低賃金に関して提出されました、改正決定の申出の意向表明を取りまとめたもので、資料2は、その意向表明の写しでございます。</p> <p>最初に、意向表明の制度について、ご説明いたします。</p> <p>特定最低賃金の改正決定につきましては、最低賃金法第15条第1項に、「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる」と規定されており、同条第2項には「都道府県労働局長は、この規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて、決定することができる。」と規定されています。</p> <p>今回提出された意向表明は、申出の前段階に当たるもので、法律で明記されているものではありませんが、審議会のスケジュール調整や、賃金の実態調査の準備等の関係から、前年度末となるこの時期に意向表明をしていただいているところでございます。</p> <p>意向表明の内容は、1つ目が申出者、2つ目が当該最低賃金の件名や適用される労働者等の範囲、3つ目が申出の理由、4つ目が申出の時期となっています。</p>

	<p>この意向表明の内容は、その後に提出される申出書の内容と同一であることが望ましいところですが、必ずしも細部まで一致する必要はございません。</p> <p>また、意向表明が将来の申出を拘束するものではありませんが、基本的には、この意向表明の内容に沿って申出が行われることが通例となっております。</p> <p>申出を行っていただく時期は、例年、7月中旬頃までには申出書を提出していただき、その年の2回目に開催される審議会において、改正決定の必要性の有無についてご審議いただく手順となっております。</p> <p>資料1の令和5年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況をご覧いただきたいと思います。</p>
会長	<p>【意向表明日、意向表明者、件名、適用労働者数、申出期日を読み上げた】</p> <p>適用使用者数及び適用労働者数につきましては、総務省の平成28年経済センサス活動調査をもとに算出しておりますとござります。算出方法は例年どおりとなっております。</p> <p>以上、群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明について、ご報告をさせていただきました。</p> <p>特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブにより決定されるものと位置付けられておりますので、今後の労使の合意形成につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
労働者委員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から、令和5年度における特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明等につきましてご報告がございましたが、意向表明をされた労働者側委員の先生方で、説明等がございましたら、お願ひいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p> <p>はい。労側■でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がされたとおり、特定最低賃金の4業種の意向表明をさせていただきました。</p> <p>この4業種につきましては、県内の主要産業だというふうに認識しておりますと、この底上げを図り、他の産業へも賃上げの波を波及させ、魅力ある群馬県とすることが重要だというふう</p>

	<p>に考えております。結果、本県の課題とされている、人材の流出を抑え、優秀な人材を確保することができ、県内企業の更なる発展に繋がるというふうにも考えております。</p> <p>特定最賃は労使のイニシアティブにより決定されるものと位置づけられております。今回の意向表明と今後の申出につきまして、今までの良好な労使関係のもと、是非とも使側委員の皆様にご理解いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>意向表明につきまして、労働者側委員の先生から説明がございました。</p> <p>本日は、意向の確認ということで進めたいと思います。</p> <p>ご意見・ご質問等について、使用者側委員の先生から何かございましたらお願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。それでは私■から。</p> <p>ただ今、労側委員より意向表明及び今後の申出等につきまして、お話がございました。我々、使用者側委員としても、雇用の維持と優秀な人材の確保には、賃金の引上げは重要な要素であるというように認識をしてございます。ただ昨今、一部の報道では、ベースアップが5%以上。または、初任給を5万円以上上げるというような、非常に景気のいいお話が話題として報じられています。このことにつきましては、体力のある一部大手優良企業の話であり、特に製造業における中小零細企業においては、原材料の高騰等、経営に必要な経費の圧迫を受け、苦しんでいるというのが現状でございます。</p> <p>特に最低賃金につきましては、法的拘束力を持っていることから、その決定につきましては、慎重な議論が必要であるという認識も持っております。</p> <p>今後の議論につきましては、公益の先生方及び労側委員の皆様のご理解も賜りながら、審議を進めていく必要があるのではないかと、そのように思っている次第でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>他の委員の先生方、ご意見等ございましたらお願ひいたします。</p>

【特になし】

会長	よろしいでしょうか。 ご意見等ないようです。 事務局は、この関係で、他に何かございますでしょうか。
事務局	特にございません。
会長	はい。それでは次に、その他につきまして、事務局からお願ひいたします。
事務局	はい。2点程、ご説明をさせていただきたいと思います。 まず1点目といたしまして、本日の資料について、ご確認させていただきたいと思います。 資料1、2は、先ほどの説明のとおりでございます。 資料3、こちらは [REDACTED] から、群馬地方最低賃金審議会長あて提出された陳述書でございます。 資料4、こちらは [REDACTED] から提出された要請書でございます。 資料5、こちらは [REDACTED] から提出された要請書でございます。 資料6は、群馬県の最低賃金一覧でございます。 資料7は、群馬県の最低賃金額の推移でございます。 資料8は、令和4年度特定最低賃金改正状況でございます。 資料9は、特定最低賃金の北関東三県比較表でございます。 資料10は、令和4年度最低賃金周知広報依頼先一覧表でございます。 資料11は、群馬地方最低賃金審議会等の開催状況でございます。 資料12は、労働市場速報でございます。机上配布させていただいたものでございます。 資料13は、群馬県金融経済概況でございます。 資料14は、最近の県内経済情勢でございます。 資料15は、法人企業景気予測調査でございます。 資料16は、2022年10～12月期四半期別GDP速報でございます。 資料17は、群馬県鉱工業指数でございます。 資料は以上でございます。
会長	はい。ありがとうございました。 事務局から資料に関して説明がございました。

	<p>これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。</p> <p>【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。質問等ないようですので、引き続き事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目といたしまして、令和5年度の審議会の運営について、ご説明いたします。</p> <p>本日お集まりいただいた委員の皆様方におかれましては、第48期群馬地方最低賃金審議会委員としての任期が3月末で満了となります。このため、令和5年度の審議会の日程などにつきましては、新年度4月に任命させていただいた委員の皆様と調整させていただく予定しております。ご了承をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がございましたように、第48期審議会委員としての職務が3月末で終了となります。大変お疲れ様でございました。</p> <p>令和5年度の審議会の日程などは、4月に新たに任命された各委員の都合を確認して日程案を示したいということですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>その他、事務局から説明がございましたら、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>本日をもちまして、本年度の審議会は終了となります。</p> <p>本年度の審議会の終了に際しまして、ここで、加藤局長よりご挨拶申し上げます。</p>
局長	<p>■会長はじめ、委員の皆様方におかれましては、昨年の6月30日の本審以降、地域別最低賃金並びに特定最低賃金4業種でございますが、改定につきまして熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>公・労・使の委員の皆様が非常に厳しい日程の中で、ご審議いただきまして、各専門部会の円滑な開催といったことにもご協力を賜りまして、その結果として地域別最低賃金につきましては、全会一致といった形での決議をいただいたところでございます。重ねて御礼申し上げる次第でございます。</p> <p>私ども労働局といたしましても、労使で合意された最低賃金が、</p>

	<p>県内事業場で確実に遵守されるためにも、改定額の周知広報といったことに努めるとともに、この1月、2月でございますけれども、履行確保に向けた集中的な監督指導といったことを実施したところでございます。</p> <p>それと、答申の中に、中小事業者の賃上げの環境整備・支援といったことがご要望としていただいていたかと思いますけれども、これに係る助成金でございます、業務改善助成金。これにつきましては、9月と12月の二回にわたりまして改正、拡充を行いまして、中小企業の賃上げの環境整備といったことの支援にも取り組んでいるところでございます。</p> <p>今回、第48期の任期が満了ということでございますが、委員の皆様にはこの2年間大変お世話になりました。何卒引き続き、労働行政へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、本日のすべての議題を通しまして、委員の先生方から何かございますでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これで、令和4年度最後の最低賃金審議会を閉会といたします。本年度のご審議誠にお疲れ様でございました。</p>